

令和5年3月24日  
告示第22号

## なかんじょ地域道路等クリーン活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の道路等愛護精神の高揚を図り、もって地域住民が道路及び河川の安全と美化に関する活動（以下「道路等クリーン活動」という。）を推進するため、なかんじょ地域道路等クリーン活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中之条町区条例（平成22年中之条町条例第1号）に規定する1行政区につき1団体とし、次に掲げる要件を備えた団体（以下「道路愛護団体」という。）とする。

- (1) 行政区の組織であり、かつ、営利を目的としない団体であること。
- (2) 1年間のうち原則として2回以上道路等クリーン活動を実施する団体であること。

(道路愛護団体の責務)

第3条 道路愛護団体は、道路等クリーン活動を実施するに当たっては、道路管理者の指示に従い、車両、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意するとともに、自らの責任において道路等クリーン活動の実施の安全を確保しなければならない。

2 道路等クリーン活動の実施に関し生じた事故、紛争等については、道路愛護団体が責任をもって対処するものとする。

(ゴミ等の適正な処理)

第4条 道路愛護団体は、道路等クリーン活動により回収したゴミ、草、枝等を町指定の分別方法により分別し、町指定の回収場所に排出するなど、適正にこれを処理しなければならない。

(補助対象活動)

第5条 補助の対象となる道路等クリーン活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民の日常生活において使用する公共用道路（以下「生活道路」という。）の草刈、除草及び樹木の剪定、枝打ち
- (2) 生活道路（道路側溝を含む。）のごみ拾い及び清掃
- (3) 地区内を流れる河川の草刈、除草、ごみ拾い及び清掃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める活動

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間は年度単位とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、前段に定める期間のうち、群馬県の道路愛護運動実施要領に基づき、別表に定める区分に応じた実施期間の範囲内とするものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金として交付する額は、別表に定める区分に応じた金額とし、予算の範囲内で定める額とする。

(活動実施報告及び補助金請求)

第8条 道路愛護団体は、第5条に規定する活動が終了したときは、なかんじょ地域道路等クリーン活動実施報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)(以下「報告書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 地域道路等クリーン活動実施状況写真(様式第2号)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める報告書兼請求書は、別表に定める実施期間の区分毎に提出することができるものとする。

3 前2項に定める報告書兼請求書の提出をもって補助金交付の申請があったものとみなす。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による報告書兼請求書の提出があったときは、提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、当該年度の3月31日までに支払うものとする。ただし、第8条の規定による報告書兼請求書の提出があった場合は、その提出の都度支払うことができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、道路愛護団体が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

補助金交付基準表

区 分	実施期間	補助金額
春の道路等クリーン活動	4月1日～8月31日	1回につき10,000円とし、
秋の道路等クリーン活動	9月1日～12月31日	20,000円を上限とする。